

第 1 0 3 回安来市議会定例会

(令和 6 年・令和 7 年)

9 月定例会議議案

(条例関係等) 説明資料

番号	議案名	ページ
議第 8 4 号	安来市公告式条例等の一部を改正する条例制定について	1～3
議第 8 5 号	安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安来市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	4～9
議第 8 6 号	安来市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	10
議第 8 7 号	安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について	11～16
議第 8 8 号	安来市公営住宅条例等の一部を改正する条例制定について	17・18
議第 9 0 号	市道路線の変更について	19～27
議第 9 1 号	指定管理者の指定について	28
議第 9 3 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	29
議第 9 4 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	30
議第 9 5 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	31

議第 8 4 号

安来市公告式条例等の一部を改正する条例制定について 説明資料

総務部総務課

1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）を踏まえ、デジタル技術の進展を踏まえた「アナログ規制」の見直しを推進するため、関係条例について所要の改正を行う。

2 一部改正の対象条例

- ①安来市公告式条例（平成 1 6 年安来市条例第 3 号）
- ②安来市行政手続条例（平成 1 6 年安来市条例第 1 0 号）
- ③安来市財政状況の作成及び公表に関する条例（平成 1 6 年安来市条例第 5 8 号）
- ④安来市広瀬町名誉町民顕彰館設置及び管理に関する条例（平成 1 6 年安来市条例第 1 1 4 号）

3 内容

特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることで、市民の利便性向上及び職員の事務負担軽減を図る。



4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第1条関係（安来市公告式条例の一部改正）

(改正部分)

改	正	後	改	正	前
(条例の公布)			(条例の公布)		
第2条 〔略〕			第2条 〔略〕		
2 条例の公布は、 <u>電磁的記録により市のウェブサイトに設置した</u> 掲示場に掲示して行う。			2 条例の公布は、 <u>安来市役所の</u> 掲示場に掲示して行う。		

第2条関係（安来市行政手続条例の一部改正）

(改正部分)

改	正	後	改	正	前
(聴聞の通知の方式)			(聴聞の通知の方式)		
第15条 〔略〕			第15条 〔略〕		
2 〔略〕			2 〔略〕		
3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を原則として、 <u>電磁的記録により当該行政庁のウェブサイト</u> に設置した <u>掲示場</u> に掲示することによって行うことができる。この場合においては、 <u>掲示を始めた日から2週間</u> を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。			いつでもその者に交付する旨を <u>の事務所の</u> 掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、 <u>掲示を始めた日から2週間</u> を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。		

第3条関係（安来市財政状況の作成及び公表に関する条例の一部改正）

(改正部分)

改	正	後	改	正	前
(公表の方法)			(公表の方法)		

第4条 財政状況の公表は、市広報紙に掲載して行うものとする。ただし、やむを得ない事由により市広報紙に掲載することができないときは、 <u>電磁的記録により市のウェブサイトに設置した掲示場</u> に掲示してこれに代えることができる。	第4条 財政状況の公表は、市広報紙に掲載して行うものとする。ただし、やむを得ない事由により市広報紙に掲載することができないときは、 <u>市役所及び各支所の</u> 掲示場に掲示してこれに代えることができる。
--	--

第4条関係（安来市広瀬町名誉町民顕彰館設置及び管理に関する条例の一部改正）			（ <u>改正部分</u> ）		
改	正	後	改	正	前
（休館日） 第8条 〔略〕 2 指定管理者は、必要があるときは、前項の規定にかかわらず、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。			（休館日） 第8条 〔略〕 2 指定管理者は、必要があるときは、前項の規定にかかわらず、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。この場合においては、あらかじめ名誉町民顕彰館の掲示板に公示するものとする。		

第1条関係（安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

（改正部分）

改 正 後		改 正 前
(介護休暇)	第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（ <u>第17条の3第1項</u> において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものという。以下同じ。）の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（ <u>第16条の2第1項</u> において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものという。以下同じ。）の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
	2・3 〔略〕	2・3 〔略〕 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護面立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護面立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(委任) 第 17 条 第 12 条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、規則で定める。 (妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第 17 条の 2 任命権者は、安来市職員の育児休業等に関する条例(平成 16 年安来市条例第 40 号。以下「育児休業条例」という。)第 26 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 申出職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置 (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 育児休業条例第 26 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員(以下この項について「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じ	(勤務環境の整備に関する措置) 第 16 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護の両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護の両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 (委任) 第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
---	--

なければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するため
の措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の
家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活
と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員
の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事
項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況
に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に
資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」
という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等
に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければ
ならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月
1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知ら
せなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう
にするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) <u>介護の面立支援制度等に関する相談体制の整備</u>	
(3) <u>その他介護の面立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	

第2条関係（安来市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

（ _____ 改正部分）

改 正 後	改 正 前
（部分休業をすることができない職員） 第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) [略] (2) 勤務日の日数 _____ を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 _____ を除く。次条において同じ。） （第1号部分休業の承認） 第23条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は _____ _____, 30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間	（部分休業をすることができない職員） 第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) [略] (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。 _____ ） （部分休業 _____ の承認） 第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業 _____ の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間

	を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務をしない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。 (第2号部分休業の承認) 第23条の2 <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> (1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> (2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間) 第23条の3 <u>育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> (育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間) 第23条の4 <u>育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u>
を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務をしない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。	

(2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間</u> (<u>育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情</u>)	
第 23 条の 5 <u>育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任免権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い)	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 24 条 <u>職員(会計年度任用職員を除く。)</u>が部分休業 <u>の承認を受けて勤務しない場合には、安来市職員の給与に関する</u> <u>条例第 14 条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第 19 条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u>
2 <u>会計年度任用職員が育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年安来市条例第 7 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)</u>第 17 条及び第 27 条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。 (1)・(2) [略] (部分休業の承認の取消事由)	2 <u>会計年度任用職員が部分休業</u> <u>の承認を受けて勤務しない場合には、安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年安来市条例第 7 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)</u>第 17 条及び第 27 条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。 (1)・(2) [略] (部分休業の承認の取消事由)
第 25 条 <u>育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。</u>	第 25 条 <u>第 5 条の規定は、部分休業について準用する。</u>

(_____ 改正部分)

改 正 後				改 正 前					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)			
区分	議員報酬月額 額	日 当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料				
			甲 地方	乙 地方					
議長	432, 000円	〔略〕	〔略〕		〔略〕				
副議長	387, 000円								
議員	358, 000円								
備考 〔略〕						備考 〔略〕			

(改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表第2(第2条関係) 建築物の建築等に関する申請手数料		別表第2(第2条関係) 建築物の建築等に関する申請手数料	
区分		区分	手数料の額
[略]		[略]	[略]
1の2 法第7条の3第1項の規定に基づく 中間検査又は法第18条第29項の規定 に基づく検査(この項において単に 「 <u>中間検査</u> 」という。)を受けようと する者		1の2 法第7条の3第1項の規定に基づく 中間検査又は法第18条第29項の規定 に基づく検査	
ア <u>中間検査を行う部分の床面積の</u> 合計が100平方メートルを超え、 200平方メートル以内のもの		ア _____ 床面積の 合計が100平方メートルを超え、 200平方メートル以内のもの	[略]
イ <u>中間検査を行う部分の床面積の</u> 合計が200平方メートルを超え、 300平方メートル以内のもの		イ _____ 床面積の 合計が200平方メートルを超え、 300平方メートル以内のもの	[略]
ウ <u>中間検査を行う部分の床面積の</u> 合計が300平方メートルを超え、 500平方メートル以内のもの		ウ _____ 床面積の 合計が300平方メートルを超え、 500平方メートル以内のもの	[略]
エ <u>中間検査を行う部分の床面積の</u> 合計が500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの		エ _____ 床面積の 合計が500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの	[略]
オ <u>中間検査を行う部分の床面積の</u> 合計が1,000平方メートルを超える		オ _____ 床面積の 合計が1,000平方メートルを超える	[略]

もの	もの
[略]	[略]
3 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者 ア イに掲げる場合以外の場合 (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 申請又は通知1件につき 14,000円 (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 申請又は通知1件につき 21,000円 (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 申請又は通知1件につき 32,000円 (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 申請又は通知1件につき 41,000円 (オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 申請又は通知1件につき 44,000円 (カ) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 申請又は通知1件につき 55,000円 (キ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 申請又は通知1件につき 64,000円 イ 完了検査を受けようとする建築物が法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合	3 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者(次項に掲げる場合以外の場合) ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 申請又は通知1件につき 14,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 申請又は通知1件につき 21,000円 ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 申請又は通知1件につき 32,000円 エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 申請又は通知1件につき 41,000円 オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 申請又は通知1件につき 44,000円 カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 申請又は通知1件につき 55,000円 キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 申請又は通知1件につき 64,000円

(ア) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	30,000円
(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	40,000円
(ウ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	43,000円
(エ) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	53,000円
(オ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき	61,000円

3の2 法第7条の3第1項の規定に基づき中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物の完了検査を受けようとする者		
ア 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	30,000円
イ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	40,000円
ウ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	43,000円
エ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	53,000円

		〔略〕
10	法第86条の2第1項の規定に基づく 一般地内認定建築物以外の建築物の 新築又は一般地内認定建築物の増築 等	建築物(新築又は増築等 するものに限る。以下この項において同 じ。)の数が1である場合にあつては7 8,300円、建築物の数が2以上である場 合にあつては78,300円に1を超える建 築物の数に28,000円を乗じて得た額 を加算した額
		〔略〕

備考

- 1 この表の1の項の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。

ア・イ 〔略〕

ウ 建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合(エに掲げる場合を除く。) 当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

- 2 この表の3の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

オ	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 61,000円
		〔略〕
10	法第86条の2第1項の規定に基づく 一般地内認定建築物以外の建築物の 新築又は一般地内認定建築物の増築、 改築若しくは移転の認定を受けようとする者	建築物(当該新築又は一般地内認定建 築物の増築、改築若しくは移転に係 るものに限る。以下この項において同 じ。)の数が1である場合にあつては7 8,300円、建築物の数が2以上である場 合にあつては78,300円に1を超える建 築物の数に28,000円を乗じて得た額 を加算した額
		〔略〕

備考

- 1 この表の1の項の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。

ア・イ 〔略〕

ウ 建築物を移転する場合(エに掲げる場合を除く。) 当該移転に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

- 2 この表の3の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

別表第2の3(第2条関係)	別表第2の3(第2条関係)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定により建築基準関係規定とみなされる規定の適用を受ける建築物の確認等に関する手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定により建築基準関係規定とみなされる規定の適用を受ける建築物の確認等に関する手数料
区分	区分
手数料の額	手数料の額
	〔略〕
2 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する完了検査	2 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する完了検査(以下この項において単に「完了検査」という。)を受けようとする者(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(特定建築行為(建築

<u>物省エネ法第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為をいう。)</u>に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。)を受けた住宅について完了検査を受けようとする者を除く。)	ア～エ
ア～エ	略

第 1 条関係 (安来市公営住宅条例の一部改正)

(改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
1 安来地域の公営住宅				1 安来地域の公営住宅			
名称	所在地	建設年度	構造	戸数	摘要	名称	所在地
[略]				[略]			
内代団地				[略]			
大塚団地				[略]			
1	安来市大塚町351番地	令和7年度	木造平屋建	4戸	A3号棟2DK	[略]	[略]
					A4号棟3DK		
				2戸	A6号棟3DK		

第 2 条関係 (安来市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部改正)

(改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
地区名	建築年度	種別	構造	戸数	地区名	建築年度	種別
大塚地区	昭和46年度	小集落改良住宅	簡易耐火2階	16戸	大塚地区	昭和45年	小集落改良住宅
						昭和46年	小集落改良住宅
						昭和46年	簡易耐火2階

別表第2(第9条関係)				別表第2(第9条関係)			
地区名	建築年度	家賃の額(月額)	摘要	地区名	建築年度	家賃の額(月額)	摘要
大塚地区	昭和45年度	4,000円		大塚地区	昭和45年度	4,000円	
	昭和46年度	4,500円			昭和46年度	4,500円	

第3条関係 (安来市営住宅等駐車場条例の一部改正)				(改正部分)			
改 正 後		改 正 前					
(名称及び位置)		(名称及び位置)		第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
[略]		[略]		[略]		[略]	
内代団地駐車場		[略]		内代団地駐車場		[略]	
安来市切川町 1303 番地		安来市大塚町351番地1		安来市切川町 1303 番地		安来市切川町 1303 番地	
大塚団地駐車場		[略]		大塚団地駐車場		[略]	

議第90号

市道路線の変更について

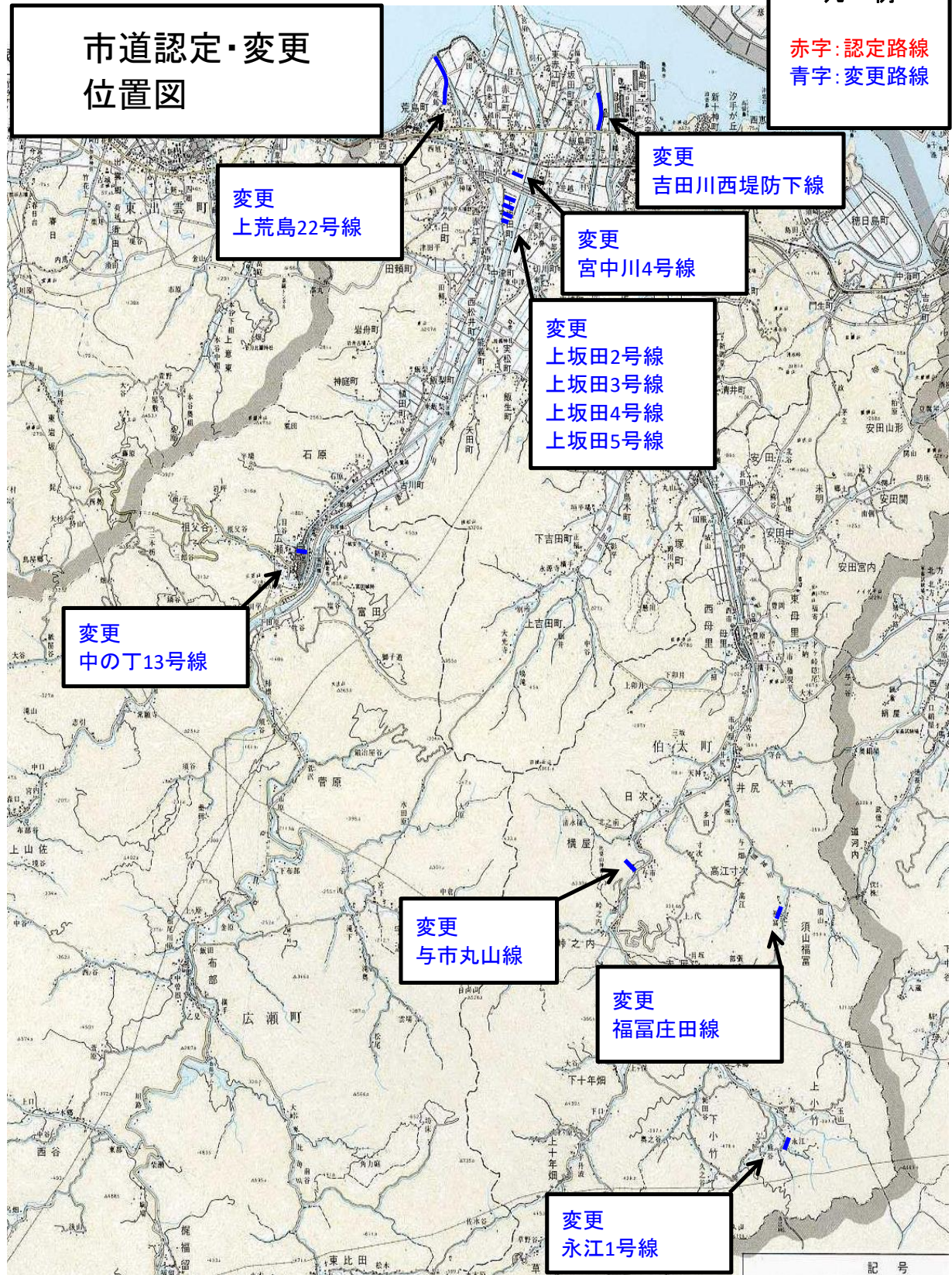
説明資料

建設部土木建設課

凡 例

赤字:認定路線
青字:変更路線

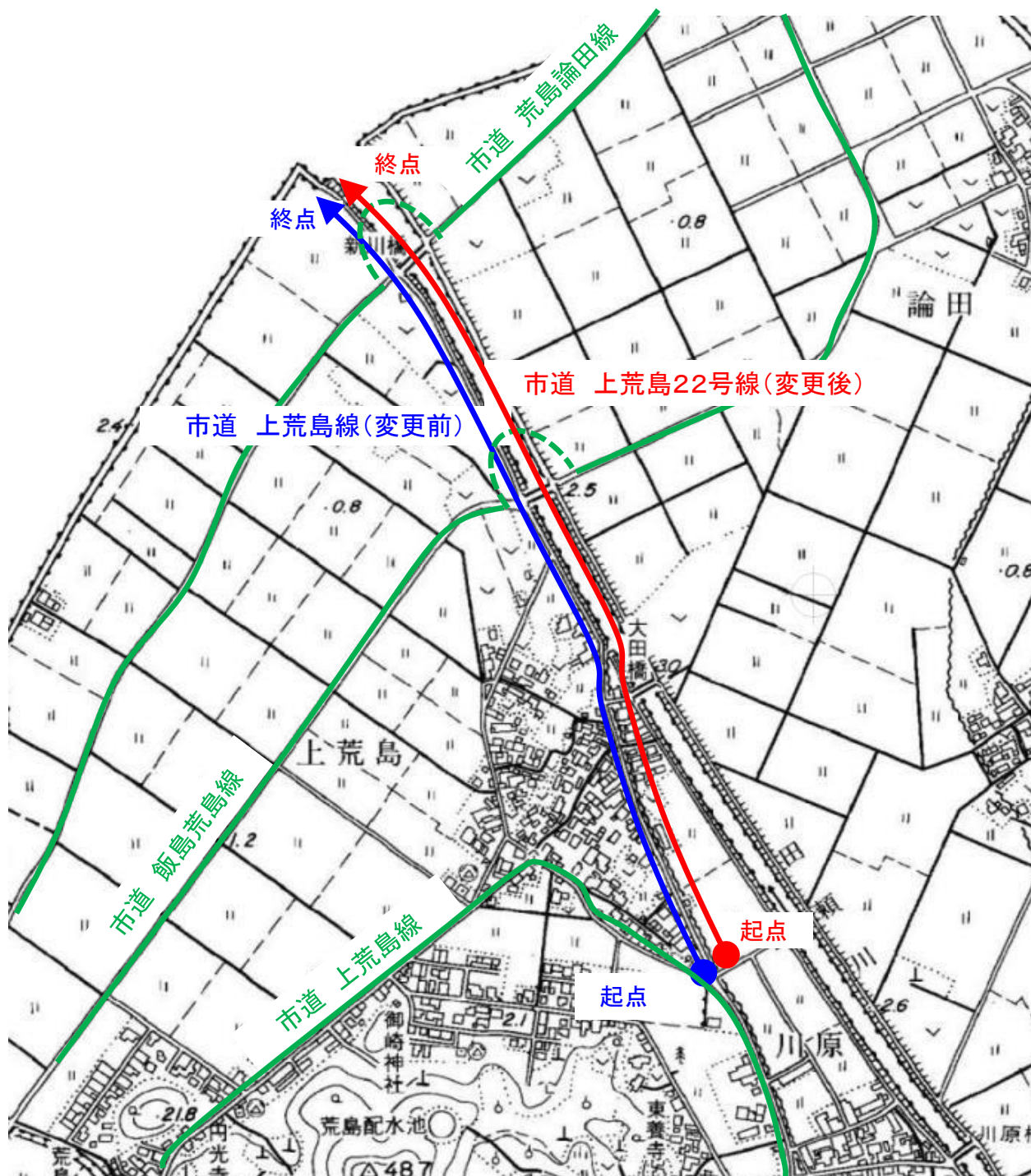
市道認定・変更
位置図



議第90号

市道路線の変更について 説明資料

建設部土木建設課

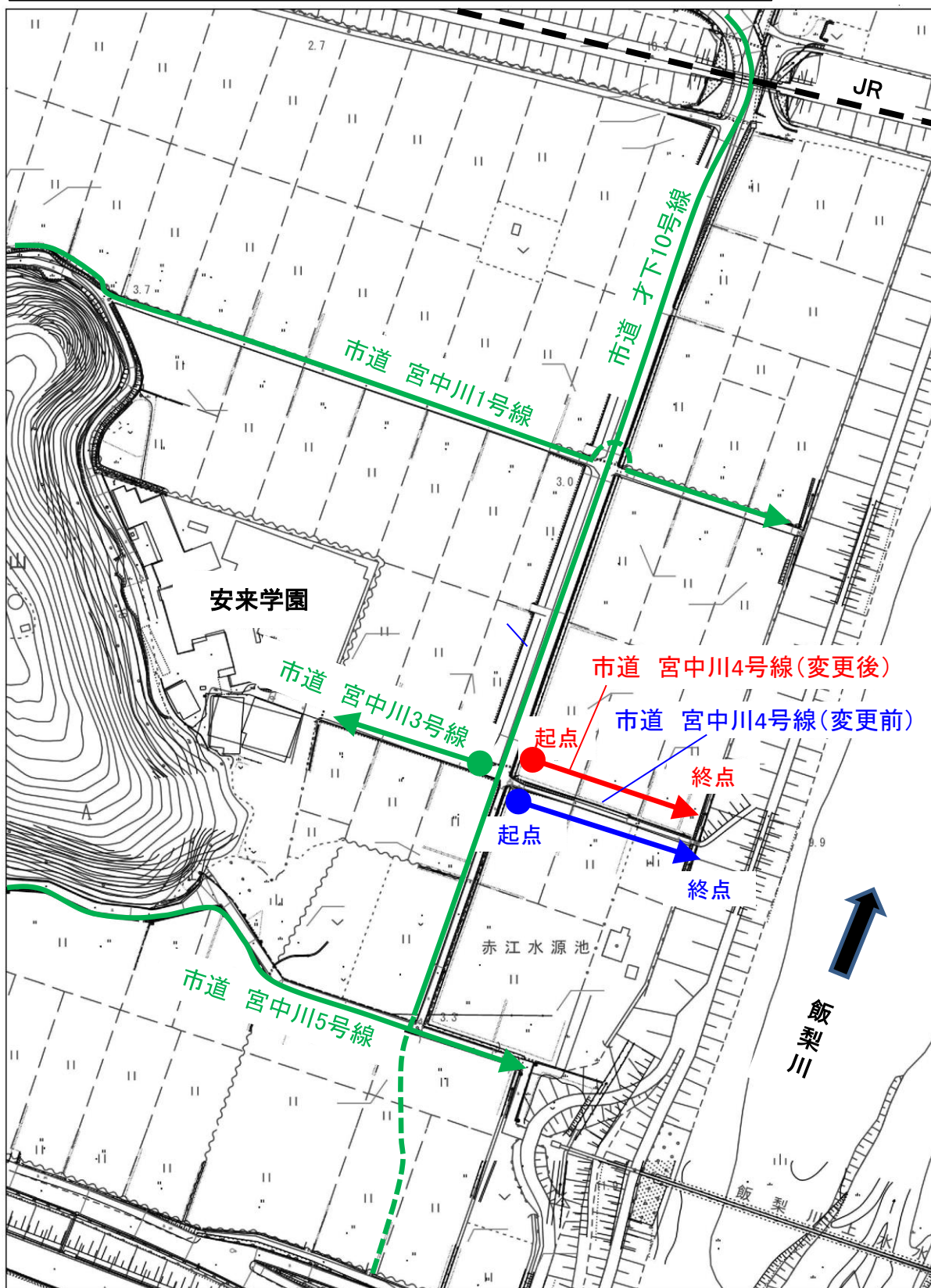


【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
A1023	上荒島線	1,059.6メートル	3.85メートル
A1023	上荒島22号線	1,059.6メートル	3.85メートル

議第90号

市道路線の変更について 説明資料
建設部土木建設課



【変更】

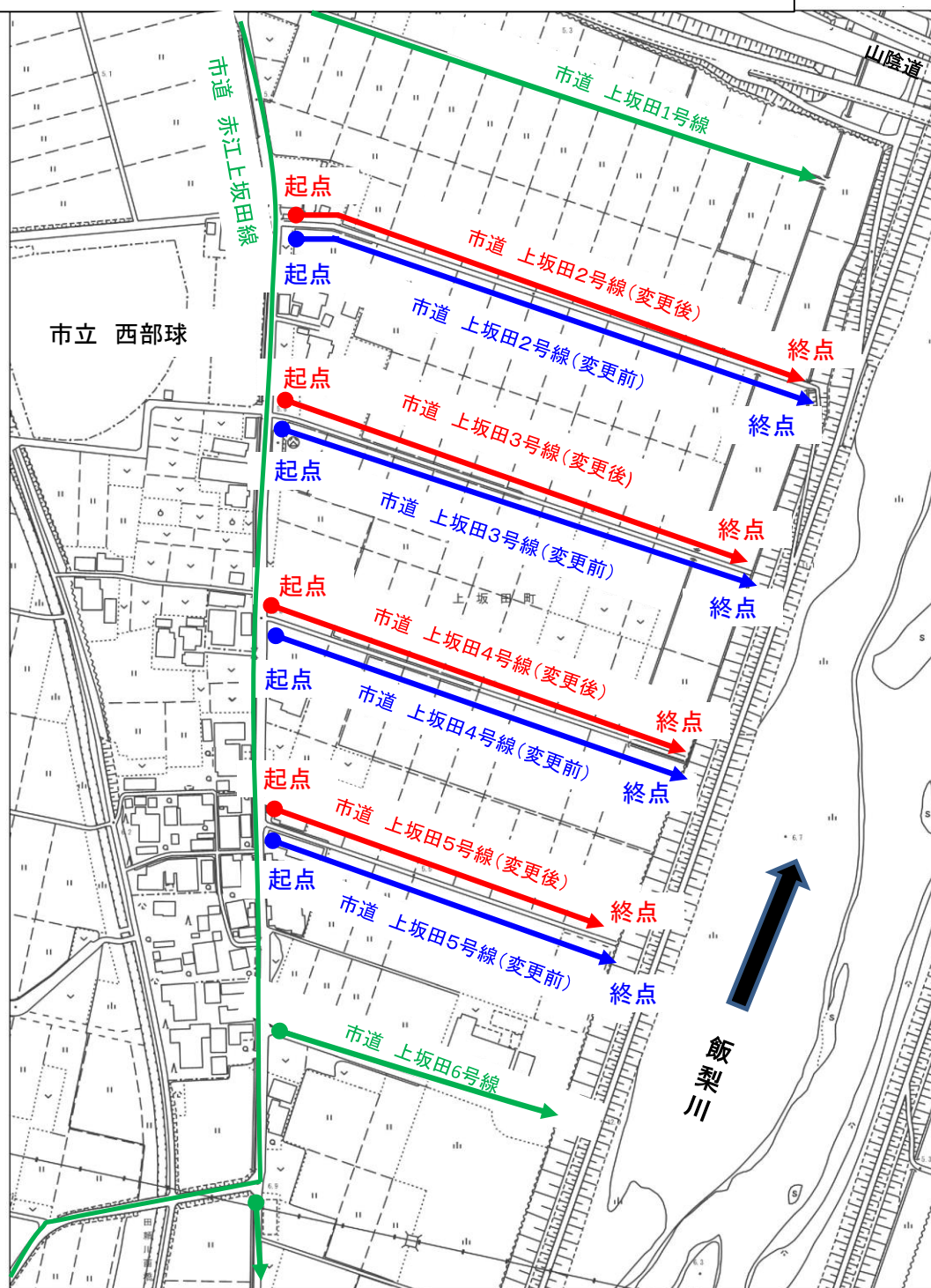
路線番号	路線名	延長	幅員
A2079	宮中川4号線	67.4メートル	1.96メートル
A2079	宮中川4号線	64.9メートル	1.93メートル

議第90号

市道路線の変更について

説明資料

建設部土木建設課

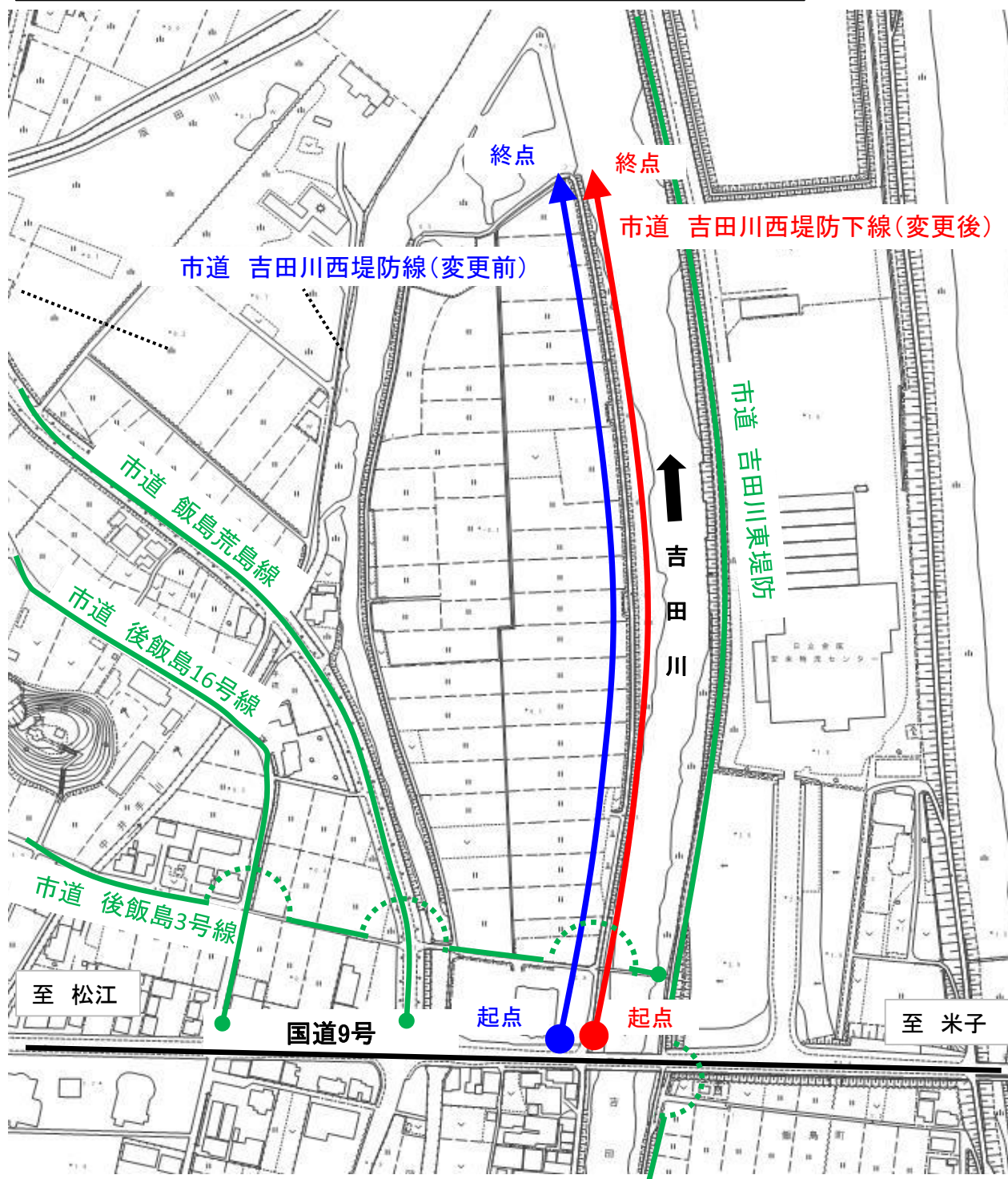


【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
A2087	上坂田2号線	315.5メートル	2.59メートル
A2087	上坂田2号線	313.2メートル	2.59メートル
A2088	上坂田3号線	282.8メートル	2.27メートル
A2088	上坂田3号線	280.4メートル	2.27メートル
A2089	上坂田4号線	248.2メートル	2.47メートル
A2089	上坂田4号線	246.0メートル	2.47メートル
A2090	上坂田5号線	210.4メートル	2.24メートル
A2090	上坂田5号線	208.2メートル	2.24メートル

議第90号

市道路線の変更について 説明資料
建設部土木建設課

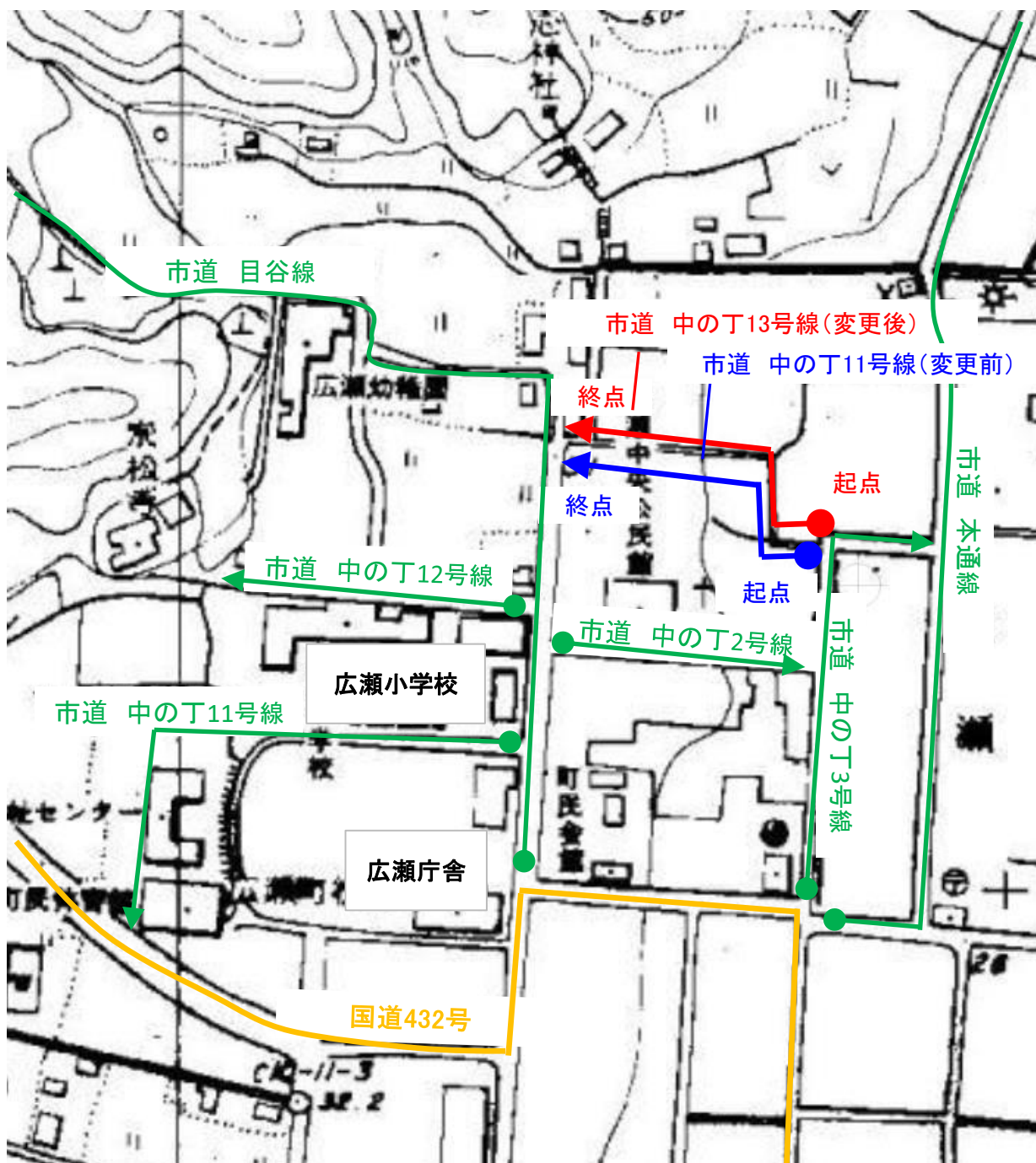


【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
A3002	吉田川西堤防線	592.4メートル	2.81メートル
A3002	吉田川西堤防下線	592.4メートル	2.81メートル

議第90号

市道路線の変更について 説明資料
建設部土木建設課



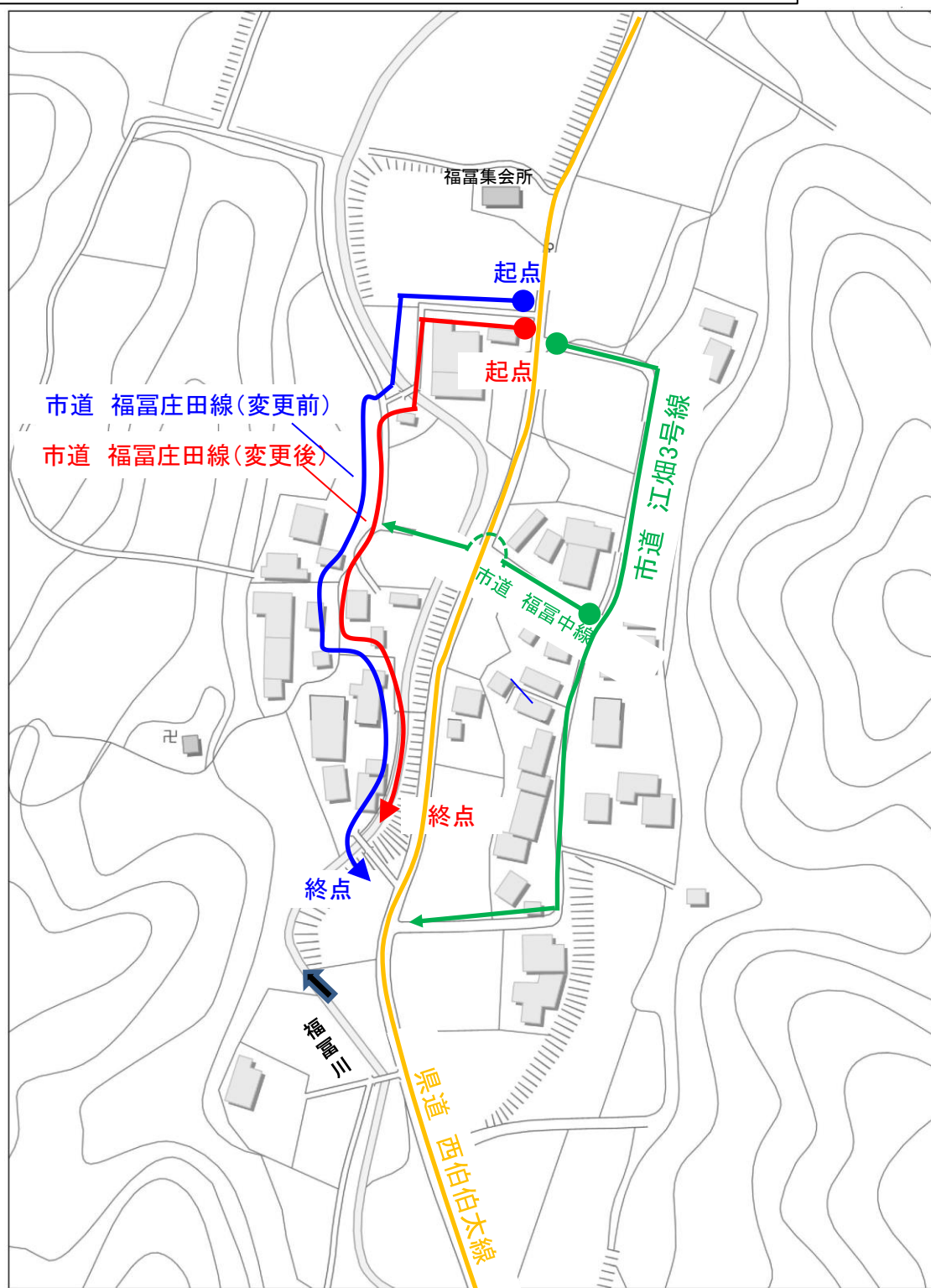
【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
B1033	中の丁11号線	161.3メートル	3.10メートル
B1033	中の丁13号線	161.3メートル	3.10メートル

議第90号

市道路線の変更について 説明資料

建設部土木建設課

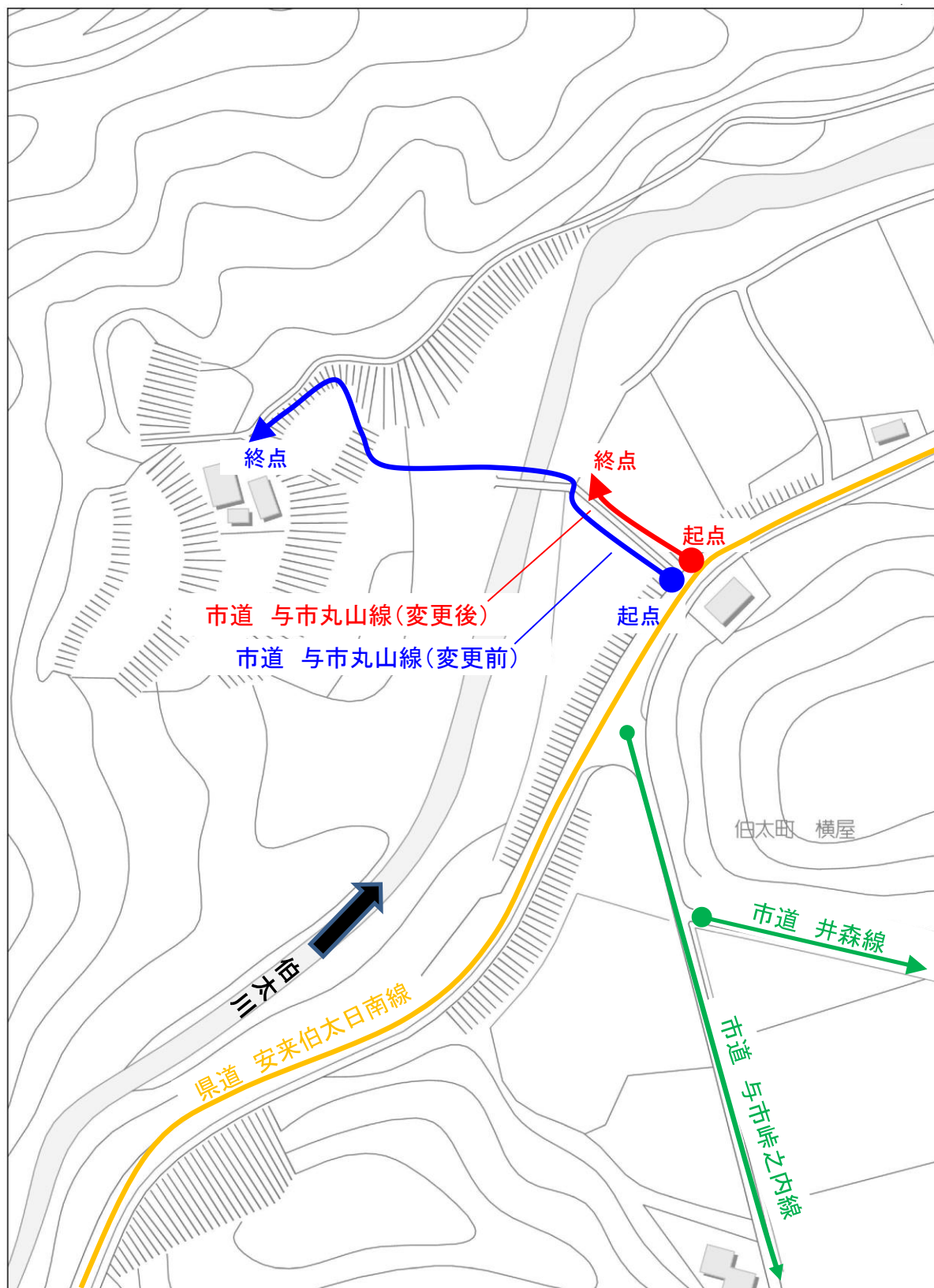


【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
C139	福富庄田線	239.4メートル	2.69メートル
C139	福富庄田線	227.3メートル	2.71メートル

議第90号

市道路線の変更について 説明資料
建設部土木建設課

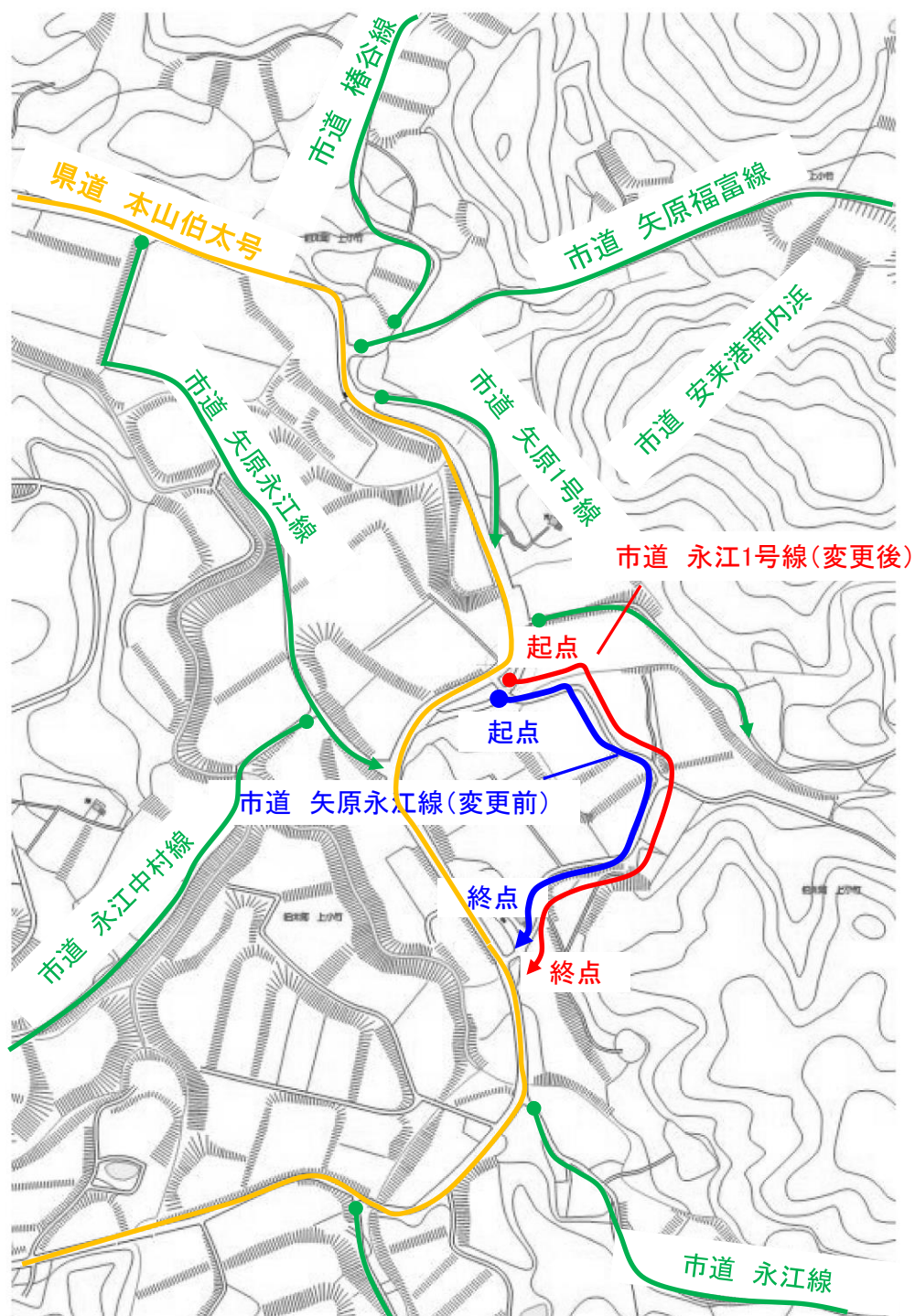


【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
C172	与市丸山線	197.5メートル	1.40メートル
C172	与市丸山線	52.9メートル	2.30メートル

議第90号

市道路線の変更について 説明資料
建設部土木建設課



【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
C206	矢原永江線	370.8メートル	3.26メートル
C206	永江1号線	370.8メートル	3.26メートル

議第91号

指定管理者の指定について 説明資料

教育部文化課

1. 指定管理者選定の経過

(1) 募集要項の公開、募集開始	令和7年4月18日(金)
(2) 申請書及び提案書等の受付期限	令和7年6月12日(木)
(3) 選定審議会	令和7年6月27日(金)
(4) 市長に審議会の結果を答申	令和7年6月27日(金)
(5) 指定管理者の候補者の選定	令和7年7月 1日(火)

2. 安来市の公の施設指定管理者選定審議会の結果

(1) 申請団体 2団体

(2) 第1候補者

所在地 鳥取県米子市夜見町1895番地3
団体名称 A J 共同事業体
代表者 有限会社アクティブ・プロ 代表取締役 小林壮平
評価点 143.5点/200点

(3) 第2候補者

所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地
団体名称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表者 代表取締役 橋本鉄司
評価点 137.5点/200点

3. 選定理由

申請者から提出された事業計画書、収支予算書、決算書及び定款・規約等を基に、「安来市公の施設指定管理者選定審議会」において、プレゼンテーション及びヒアリングが行われ審議された結果、指定管理者の候補者としての能力を有すると認め上位2社として選定したとの報告があった。市では、その審査結果を踏まえ候補者を選定した。

議第 9 3 号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について 説明資料

市民生活部環境政策課

○契約の件名

布部発電所建屋・水圧鉄管更新工事

○工事の目的

昭和 2 9 年から稼動している布部発電所を、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T）適用となるよう、施設の更新を行うもの。

○工事の概要

建屋新築工事 一式（鉄筋コンクリート造 1 階建、延べ面積 9 8 . 3 0 m²）

水圧鉄管更新工事 一式（内径 6 0 0 mm、鉄管長 3 9 , 6 5 7 mm）

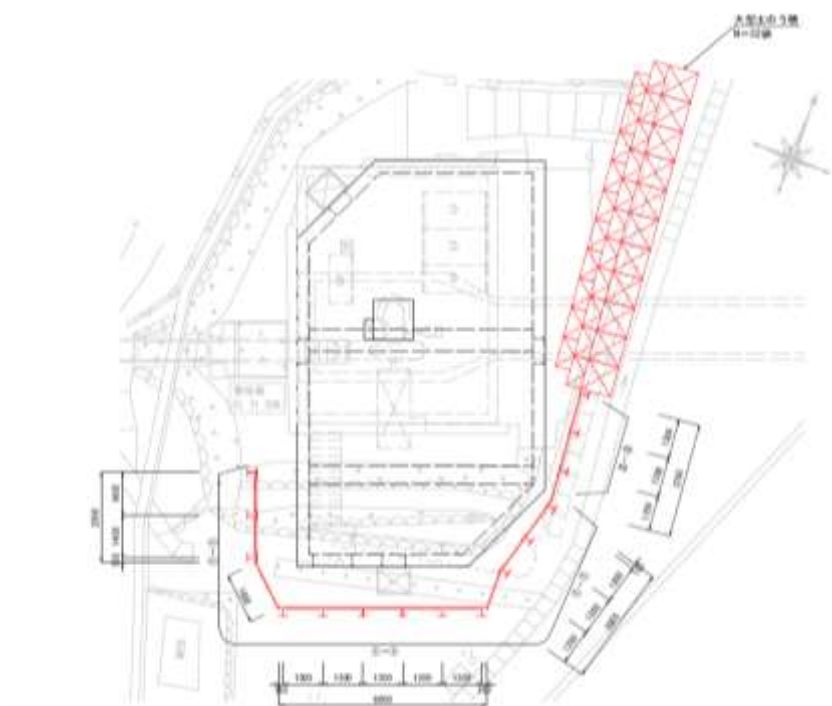
○工事の期間

令和 5 年 1 2 月 1 6 日から令和 8 年 3 月 2 7 日まで（今回変更なし）

○変更の理由

週休 2 日工事の対象となる本工事において、契約の相手方である株式会社フソウ中国支店から申し出があり、経費を補正し対応するもの。

また、建屋基礎工の作業土工において試掘確認の結果、仮設土留工（場所打ち杭）が必要となったことなど、一部追加施工し対応するもの。



議第 9 4 号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について 説明資料

健康福祉部福祉課

○契約の件名

養護老人ホーム鴨来荘移転整備工事（機械）

○契約の相手方

アクアシステム株式会社 安来市安来町 4 3 1 番地

○工事の目的

昭和 5 4 年に建設された養護老人ホーム鴨来荘の老朽化に伴い、特別養護老人ホームしらさぎ苑の駐車場に 5 0 名定員の施設を移転整備するもの。

○工事の概要

衛生器具、給水、排水、消火、ガス、給湯、浄化槽、空気調和、換気設備
各一式

○契約金額

当初（令和6年11月1日議決）	一金	290,180,000円（うち消費税 26,380,000円）
変更後	一金	303,661,600円（うち消費税 27,605,600円）

○変更理由

■予定していた空調機器が 2 0 2 5 年 4 月以降の「フロン排出抑制法」に基づく指定製品となり、受注・出荷停止となったため、機器の変更が必要となった。

■地盤を掘削する際、崩落を防ぐために設置する矢板（鋼製の仮設材）が、工事敷地内にあるしらさぎ苑の既存給水管に干渉することが分かったため、移設の必要が生じた。移設に伴う受水槽の汚濁や配管の凍結等のリスクを防ぐため、量水器（水道メーター）を別の場所に設置することとなった。

○契約期間

令和 6 年 1 1 月 1 日から令和 8 年 1 月 1 6 日まで

※変更なし

議第95号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について 説明資料

建設部土木建設課

○件 名

交通安全対策事業 安来港飯島線道路改良工事（橋梁上部工）

○工事の目的

安来港飯島線道路改良事業にあたり吉田橋の架け替え工事（橋梁上部工）を行うもの。

○工事の概要

橋梁上部工一式（鋼コンクリート合成床版橋）、橋長 $L=40\text{m}$ 、全幅員 $W=17.8\text{m}$ 、床版コンクリート $V=207\text{ m}^3$

○工事の期間

令和6年5月3日から令和8年1月29日まで

○変更の理由

週休2日工事現場閉所4週8休の補正及びインフレスライドによる材料・労務費の増額に対応するもの。また、クレーンアウトリガー下の地盤について支持力測定したところ所定の地耐力が確認できなかったことから敷鉄板養生を追加し、対応するもの。

